

# 洪水・土砂災害時の避難確保計画（案）

【鳥取県立中央病院】

平成30年04月01日 作成

（平成30年12月16日より適用）

## 目 次

1. 計画の目的	3
2. 計画の報告	3
3. 計画の適用範囲	3
施設周辺の避難地図	4
4. 防災体制	5
5. 情報収集・伝達	9
6. 避難誘導	11
7. 避難の確保を図るための施設の整備	11
8. 防災教育及び訓練の実施	12
9. 自衛水防組織の業務に関する事項	12
10. 災防災教育及び訓練の年間計画作成	15
11. 施設利用者緊急連絡先一覧表	
12. 緊急連絡網	
13. 外部機関等への緊急連絡先一覧表	
14. 防災体制一覧表	

\* 1～9は鳥取市に提出、10～14は提出不要だが、  
個人情報が含まれており取り扱い注意。

## 別添資料

1. 鳥取県立中央病院 センターコード
2. 施設利用者緊急連絡先一覧表
3. 緊急連絡網
4. 外部機関等への緊急連絡先一覧表
5. 防災体制一覧表

## 1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、鳥取県立中央病院（以下本院）の利用者の洪水時または土砂災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

## 2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基き、遅滞なく、当該計画を病院長および危機管理者に報告する。

## 3. 計画の適用範囲

この計画は、本院に勤務または利用する全ての者に適用するものとする（表1）。

表1. 鳥取県立中央病院の人的状況（H30年4月1日現在）

H29(2017)年度の1日の平均人数を基に概数を算出

(人)	平日 日勤帯	平日 夜勤帯	休日 日勤帯	休日 夜勤帯
従事職員	900	60	100	60
入院患者	450	450	450	450
外来患者	750	30	50	30
附属施設	280	(5)	0	0
総数	2380	545	600	540

本院は、鳥取市の作成したハザードマップ（表2）によると、津波浸水域外ではあるが、千代川氾濫浸水域内であり、本院自体は50cm以上1m未満の浸水、本院への経路は1m以上2m未満となり、広大な外堀により孤立状態となる。その場合、本院へのアクセスルートは、非常時開門による国道9号線からの陸路アクセスと、ヘリコプターによる空路アクセスのみである。

図1. 鳥取県立中央病院周辺のハザードマップ（抜粋）

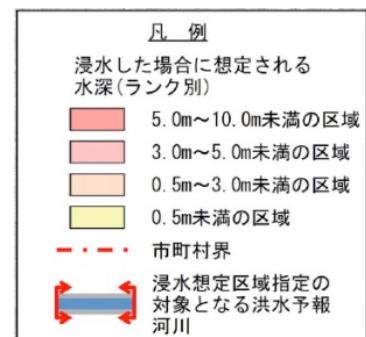
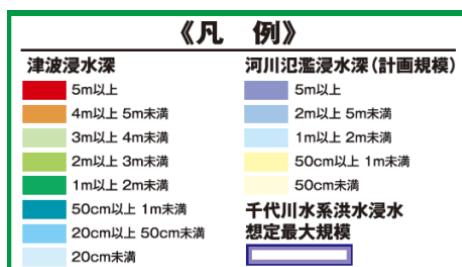
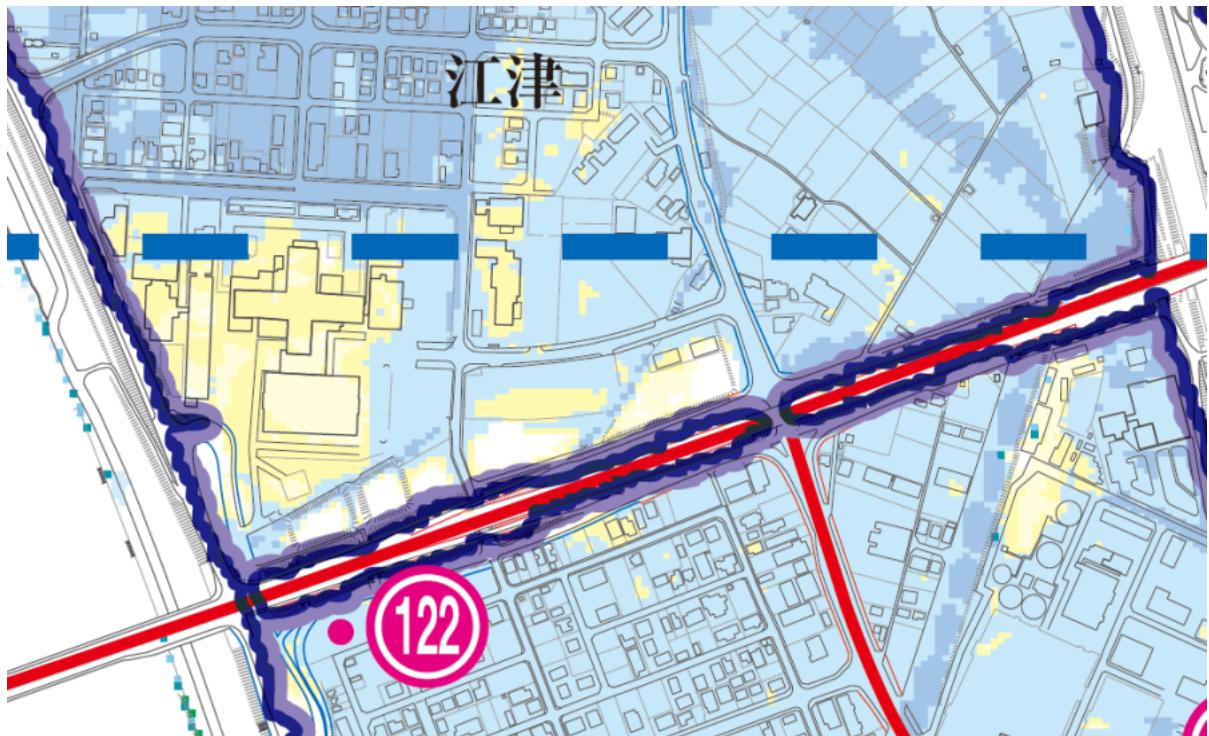
鳥取市公式ウェブサイト>くらしと環境>救急診療・防災・安全>災害に備えて>鳥取市総合防災マップ>地図上で浸水想定区域、土砂災害警戒区域、避難所の位置等を知る>鳥取市東部全図>p17～p18、または鳥取市西部全図>p21～p22

<http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1193824856318/activesqr/common/other/5943866b021.pdf>

<http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1193824856318/activesqr/common/other/594386b031.pdf>

鳥取河川国道事務所ウェブサイト>河川>河川情報>千代川防災情報>千代川水系浸水想定区域図>千代川2

[http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/river/flood/flooding\\_01\\_2.pdf](http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/river/flood/flooding_01_2.pdf)



#### 4. 防災体制

防災体制は、院内消火体制を含んで自衛体制、注意体制、警戒体制、非常態勢の4段階とする(表2)。災害モード-4は究極体制なので、洪水・土砂災害でこれを発動することはまずない。

表2. 統合防災体制確立の判断要件と活動内容の概要

体制	体制確立・判断要件	対応要員・活動内容
自衛体制	1. 災害レベル-1 2. 院内（敷地内）の中規模火災 <b>3. 院内（敷地内）の中規模の漏水 ・越水の水防事案</b>	災害モード-1 災害対策本部未設置 状況評価で災害対策本部を設置してもよい 自衛消防組織（自衛消火隊と呼称）・ <b>自衛水防組織</b> （自衛水防隊と呼称）、第1配備職員、または危機管理室が対応 病院幹部への報告 時間外は原則宿日直体制で対応 情報収集・共有、被害状況把握 消火・水防実施

体制	体制確立・判断要件	対応要員・活動内容
注意体制	1. 災害レベル-2 2. 院内での大規模火災 （1つの階層に拡大する可能性） 3. 震度5強の地震 <b>4. 洪水水位レベル4</b> 河川氾濫発生情報、堤防決壊 5. 土砂災害危険度レベル2・3 <b>土砂災害警戒情報</b> （記録的短時間大雨情報） 6. 津波警報 7. 病院テロ予告など人的被害が懸念される他の災害で、その可能性が明らかに高まった時	災害モード-2 原則、災害対策本部を設置 状況評価で未設置でもよい 第1配備職員・危機管理室が対応 病院幹部への報告 <b>情報収集・共有、被害状況把握</b> <b>対応検討・実施</b> 時間外の場合はまずネットワークで情報共有し、状況に応じて登院 2の場合、火点の対側へ <b>水平避難</b> 、防火遮蔽、消防要請

体制	体制確立・判断要件	対応要員・活動内容
警戒体制	1. 災害レベル-3 2. 院内での大規模火災 （1つの階層を超えて拡大） 3. 震度6弱以上の地震 <b>4. 洪水水位レベル5</b> 河川氾濫発生情報、堤防決壊	災害モード-3 災害対策本部設置（2階大会議室） DMAT活動拠点本部設置（2階DMAT情報室） 原則全職員招集 <b>情報収集・共有、被害状況把握、対応検討・実施</b> 2の場合、出火階層より原則下向避難実施、消防要

	<p><b>5. 院外の土砂災害発生</b></p> <p>6. 大津波警報</p> <p>7. テロを含め、人的被害が懸念される他の災害で、その可能性が非常に高いと判断された時、または人的被害が発生した時 C : 化学テロ、 B : 生物テロ、 R : 放射線テロ E : 爆発テロ</p>	<p>請、状況に応じて災対本部が上行避難を決定</p> <p>3・4・5の場合、<b>垂直避難準備・判断</b></p> <p>救命センター（E C）の患者の転棟部署（4階の I C U・H C Uや他病棟）を決定・周知確認</p> <p>2階部署（放射線部、薬剤部、小児科外来、患者支援センター、利便施設等）の避難準備、状況に応じて患者誘導</p> <p>1階部署（院内保育所+α、療育園等）、鳥取県立看護専門学校、研修医宿舎等の避難準備</p>
--	--	--

体制	体制確立・判断要件	対応要員・活動内容
非常体制 ↓ 避難体制	<p>1. 災害レベル4・5</p> <p>2. 院内での大規模火災 (病院全体へ拡大する可能性)</p> <p>3. 震度6弱以上の地震（時に）</p> <p><b>4. 院内洪水被災（1・2階浸水） の可能性が高いと判断された時</b></p> <p><b>5. 院内土砂災害発生の可能性が 高いと判断されたとき</b></p> <p>6. 院内津波被災の可能性が高いと 判断された時</p> <p>7. テロを含め、人的被害が懸念 される他の災害で、その可能性 が非常に高いと判断された時、 または人的被害が発生した時</p>	<p>災害モード-4（災害モード5は究極判断）</p> <p>災害対策本部設置（2階大会議室）</p> <p>DMAT活動拠点本部設置（2階DMAT情報室）</p> <p>原則全職員招集</p> <p>2の場合、消防要請</p> <p><b>4・5・6の場合、垂直上行避難実施</b></p> <p>救命センター（E C）の患者の転棟実施（4階 I C U・H C U、他病棟）</p> <p>2階部署（放射線部、薬剤部、小児科外来、患者支援センター、利便施設等）の3階への避難実施</p> <p>1階部署（院内保育所+α、療育園等）、鳥取県立看護専門学校、研修医宿舎等の旧外来棟（会議研修棟）2階スタッフ控室等への避難実施</p> <p>状況に応じてその後5階（小児病棟）や6階（理学療法室=リハビリ室）への避難実施</p>

鳥取県立中央病院の災害モードは、平時の院内救急医療体制と統合してセンターコード体制を構築している。センターコード-0～5が災害モード-0～5に相当し、センターコード-6～9が平時の院内救急医療体制として機能している。（別添資料6）

Cf. 洪水・土砂災害関連の practice は赤字で示した。

図2. 洪水・水位情報（参考）

## 洪水・水位情報について

水防法に基づき、千代川及びその他河川の洪水情報をマップに掲載しています。  
以下の情報を参考に、洪水時における対応についてあらかじめ確認しておきましょう。

### 説明

- この「鳥取市総合防災マップ」で使用している河川氾濫浸水深情報は、鳥取市内の各河川流域が計画降雨によって氾濫した場合に想定される浸水区域とその水深を示しております。浸水の深さの目安は、右図の「浸水深ランクの目安」でご確認下さい。
- 雨の降り方によっては、想定とは異なる浸水深となったり、地図に表示された浸水区域以外でも浸水することがあります。
- 川が氾濫しない場合でも、低い土地などは浸水被害(床上、床下浸水など)が起こる場合があります。十分注意しましょう。

5m以上の区域	2階建て家屋が水没する程度
2.0~5.0m未満の区域	2階の軒下までかかる程度
1.0~2.0m未満の区域	1階の軒下までかかる程度
0.5~1.0m未満の区域	1階の床上までかかる程度
0.5m未満の区域	1階の床下までかかる程度

### 洪水情報の種類と対象河川

#### 洪水注意報・洪水警報

千代川、新袋川、袋川(岡益～新袋川分岐点)は洪水予報河川に指定されており、用瀬、袋河原、行徳(以上、千代川)、宮ノ下(袋川、新袋川)の観測所の水位が氾濫注意水位以上の水位に到達したときに「洪水注意報」を、避難判断水位以上の水位に到達したときに「洪水警報」の通知がされます。

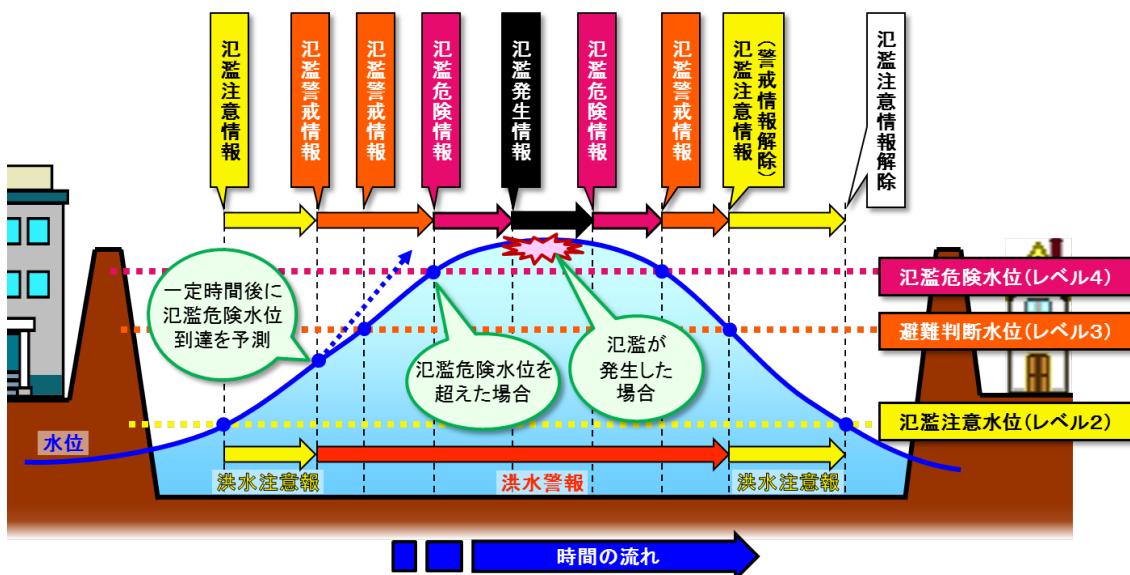
通知の種類	水位の名称	市民・住民に求める行動等
洪水警報	氾濫発生	・逃げ遅れた住民の救助等 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
	氾濫危険水位	・住民の避難完了 状況によっては、市の避難指示の発令
	避難判断水位	・市の避難勧告等の発令の目安 ・住民の早期避難行動
洪水注意報	氾濫注意水位	・市の避難準備・高齢者等避難開始の発令の目安 ・水防団出動
発表なし	水防団待機水位	・水防団待機

#### 水位到達情報

八東川、袋川(鳥取市相生町～千代川合流点)、野坂川、大路川、塩見川、河内川、勝部川、日置川は水位周知河川に指定されており、片山、徳尾、吉成、米里、細川、下光元、青谷、日置(新青谷大橋)の観測所の水位が避難判断水位以上の水位に到達したときに「水位到達情報」の通知がされます。

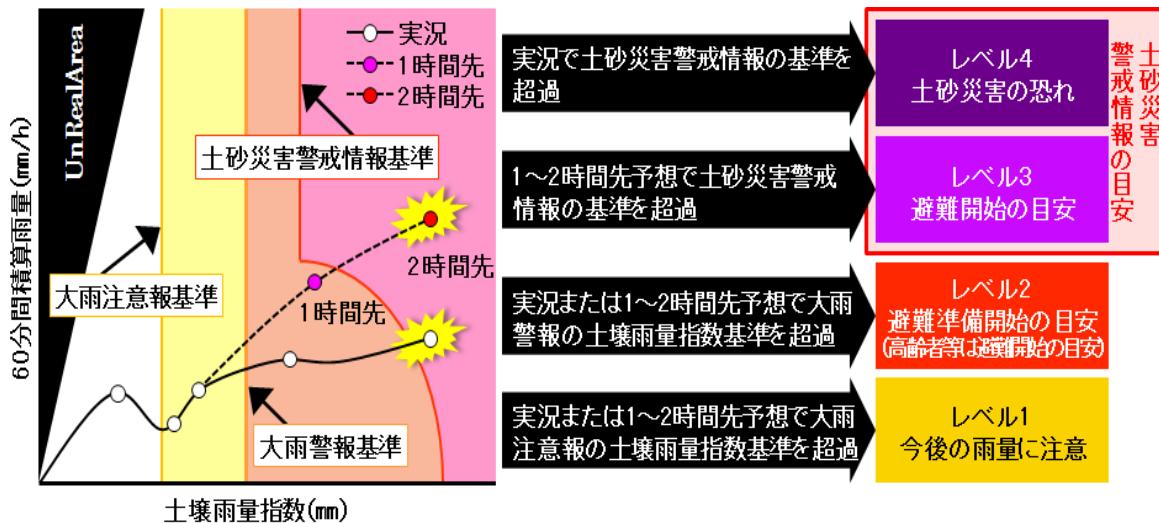
<http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1193824856318/activesqr/common/other/5943866b006.pdf> 鳥取市 HP

図3. 河川氾濫情報（参考）



<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/flood.html> 気象庁 HP

図4. 土砂災害警戒情報（参考）



[https://sabo.pref.yamagata.jp/sp/help/help\\_kikendo.joho.html](https://sabo.pref.yamagata.jp/sp/help/help_kikendo.joho.html) 山形県土砂災害警戒システム

図5. 避難準備, 高齢者等避難開始, 避難勧告, 避難指示（鳥取市 参考）

## 避難勧告等について

市では、市民の皆さん的生命に危険が及ぶと判断した場合、避難勧告等を発令し、皆さんに避難を促します。避難勧告等を発令するときには、様々な状況を総合的に判断して発令しますが、判断の材料となるもの一部を次に示します。

### 〈避難勧告等の発令基準〉

区分	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)
水害	1 千代川、袋川、新袋川に「はん濫注意情報」が発表された場合。 2 大路川、野坂川、塩見川、河内川、勝部川、日置川で、「はん濫注意水位を超えるおそれがある」とき。 3 近隣での浸水や河川の増水、当該地域の降雨状況、降雨予測等により浸水の危険が高まったとき。	1 千代川、袋川、新袋川に「はん濫危険情報」が発表された場合。 2 大路川、野坂川、塩見川、河内川、勝部川、日置川で、避難判断水位を超えるおそれがあるとき。 3 堤防の決壊につながるような漏水等を発見したとき。 4 浸水が拡大したとき。	1 千代川、袋川、新袋川に「はん濫危険情報」が発表された場合。 2 大路川、野坂川、塩見川、河内川、勝部川、日置川で、「はん濫危険水位を超えるおそれがある」とき。 3 堤防が決壊し、又は堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき。 4 近隣で床上浸水が発生したとき。
土砂災害	1 大雨警報が発表され、さらに今後の降雨により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で人的被害の発生する可能性が高まったとき。 2 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害危険度情報のレベル1に達し、さらに降雨が予想されるとき。 3 近隣で前兆現象（湧き水・地下水が漏り始めた、量が変化等）が発見されたとき。	1 土砂災害警戒情報の発表後、土砂災害危険度情報がレベル1以上に達し、さらに降雨が予想されるとき。 2 気象庁から記録的短時間大雨情報が発表され、更に降雨が予想されるとき。 3 近隣で前兆現象（湧流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラックが発生等）が発見されたとき。	1 土砂災害警戒情報の発表後、土砂災害危険度情報がレベル2以上に達し、さらに降雨が予想されるとき。 2 左の状況が高まり、近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）発見されるなどの人的被害が及ぶ危険が高まったとき。 3 土砂災害が発生したとき。
津波	1 鳥取県に津波注意情報が発表された場合。 2 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じるなど避難の必要を認める場合。	1 鳥取県に津波注意情報が発表され、必要と認められる場合。 2 鳥取県に津波警報が発表された場合。 3 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じるなど避難の必要を認める場合。	1 鳥取県に津波警報が発表され、必要と認められる場合。 2 鳥取県に大津波警報が発表された場合。 3 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じるなど避難の必要を認める場合。
その他の災害	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で人的被害の発生する可能性が高まったとき。	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき。	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で人的被害が及ぶ危険性が非常に高いと判断された場合、又は人的被害が発生したとき。

<http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1193824856318/activesqr/common/other/5943866b007.pdf> 鳥取市 HP

## 5. 情報収集・伝達

### (1) 情報収集

院内放送、テレビ、ラジオ、携帯アプリ（Yahoo!天気・災害アプリなど）、あんしんトリピーメール、SNS（Social Networking Service）などの他に、気象庁、国土交通省、防災情報提供センター、鳥取県防災情報等のホームページ(HP)にアクセスし、情報収集する（表3）。

表3. 主な災害・防災情報と情報入手手段

災害・防災情報	情報入手手段
院内火災	院内放送（コード・レッド）
地震情報 (長周期地震動の観測情報)	気象庁 HP>防災情報>地震情報、推計震度分布図 同 HP>防災情報>長周期地震動に関する観測情報 鳥取県防災情報 HP>気象情報>地震情報
大雨・暴風・暴風雪・融雪 注意報・警報・特別警報	気象庁 HP>防災情報>気象警報・注意報 その他、高潮・雷・なだれ・竜巻・高温などの情報あり 鳥取気象地方台 HP（気象庁 HPと同じ） 鳥取県防災情報 HP>気象情報>注意報・警報
リアルタイム雨量・アメダス  XRAIN (eXtended RADar Information Network : 高性能レーダ雨量計ネットワーク) = 国土交通省が運用する、高性能気象レーダーを用いたリアルタイム降雨観測システム	気象庁 HP>防災情報>気象に関する観測情報>アメダス 防災情報提供センターHP>リアルタイム雨量 同 HP>（河川情報の）川の防災情報（の全国の雨量分布） 同 HP>川の防災情報>サイトマップ>雨量 同 HP>川の防災情報>サイトマップ>Cバンドレーダー・XRAIN-GIS 版 鳥取県防災情報 HP>気象情報>雨量情報 同 HP>気象情報>気象庁レーダー・解析雨量・降水短時間予報
台風情報	気象庁 HP>防災情報>台風情報 鳥取県防災情報 HP>気象情報>気象庁台風情報（ほぼ同じ）
津波情報・予報・警報など	気象庁 HP>防災情報>津波警報・注意報、津波情報・予報 同 HP>防災情報>潮位観測情報（高潮警報の場合）
河川洪水予報	気象庁 HP>防災情報>指定河川洪水予報 防災情報提供センターHP>川の防災情報（の河川洪水予報） 同 HP>川の防災情報>サイトマップ>水位 同 HP>川の防災情報>サイトマップ>水位・雨量 同 HP>川の防災情報>サイトマップ>河川予警報発表状況へ 鳥取県防災情報 HP>河川情報>観測水位状況図・水位日表
土砂災害警戒情報	気象庁 HP>防災情報>土砂災害警戒情報 鳥取県防災情報 HP>土砂災害警戒情報（システム）
大雪警報・特別警報	気象庁 HP>防災情報>気象警報・注意報 同 HP>防災情報>異常天候早期警戒情報 鳥取県防災情報 HP>冬期道路情報>積雪状況図・気温日表

テロ警戒情報	全国瞬時警報システム（Jアラート）→トリピーメール
避難準備・高齢者等避難開始	防災無線、鳥取市HP>防災・災害情報>緊急情報
避難勧告・避難指示	鳥取県HP>危機管理局>鳥取県危機管理>災害等発生情報
ハザードマップ	鳥取県HP>危機管理局>鳥取県危機管理>地図情報 >ハザードマップ 国土交通省ハザードマップ・ポータルサイト とっとりウェブマップ>防災情報(画面の最下段の同意する) →鳥取県地理情報公開システム 鳥取市HP>暮らしと環境>救急診療・防災・安全>災害に備えて>ハザードマップ・避難所一覧

表4. 主な災害情報ウェブサイト (HP) とURL

(注1) 噴火速報、降灰予報、南海トラフ地震関連情報なども入手できる。

## (2) 情報伝達・共有

- ① 時間内は院内放送や電子カルテ掲示板、時間外は院内緊急連絡網やネットワークを用いて、災害情報や災害医療体制の確立状況等を職員間で共有する。
  - ② 災害モード-3～5の場合は、院内災害対策本部より、医療救護対策東部支部（鳥取市保健所の健康支援課）と連携して情報共有する。

## 6. 避難誘導 (災害モード-4における院内上行垂直避難)

(1) 避難部署； 災対本部が最終決定する。

① 火災の場合、出火階層より下向階層への避難を原則とするが、状況に応じて上行避難を考慮する。

② 洪水・土砂災害・津波等で浸水する場合、垂直上行避難。

救命センター（E C）の患者は、4階 I C U ・ H C U、他病棟へ転棟する。

2階部署（放射線部、薬剤部、小児科外来、患者支援センター、利便施設等）の患者・職員は、3階へ移動する。

③ 1階部署（院内保育所+ $\alpha$ 、療育園等）、鳥取県立看護専門学校、研修医宿舎の職員等は、まず旧外来棟（会議研修棟）2階スタッフ控室等への避難を実施する。

状況に応じてその後5階（小児病棟）や6階（理学療法室＝リハビリ室）へ移動する。

(2) 避難経路； エレベーターを使用の可否は災対本部が最終決定する。

エレベーターが使用不可の場合は、階段A（1～P H階）、階段B（1～11階）、階段C（1～5階）、階段D・E（1～4階）を用い、別添の計画に従って避難する。

この場合、担送患者の移送手段は、事前計画に則ってバックボードを使用する。

(3) 避難支援； E C、I C U ・ H C U、手術室(OR)、外来関連部門を除く各部署より、避難支援者を派遣し、災対本部が配置を指示・統括して、避難を実施する。

## 7. 避難確保資機材

(1) 避難・移動時の資機材； 各部署に常備している災害物品のうち下記を使用する。

表5. 病棟常備の災害対応資機材（抜粋）

避難（移送）時資機材	最低数量（個数）	備考
バックボード（ストラップ5個）	1	イモビライザー付きの部署あり
ヘルメット（ヘッドライト付き）	4	
携帯ライト（懐中電灯）	2	
メガホン	2	
避難ロープ	1	
トランシーバー	1	（検討中）
毛布	1	

病棟資機材	数量（個数）	備考
拡声器	1	
防災ラジオ	1	
軍手	4	
（部署別）アクション・カード	1	

(2) 避難・移動後の資機材； 災害倉庫に常備している非常食は別添資料 のとおり。

## 8. 防災教育及び訓練の実施

- ① 病院管理者（病院長）は、自衛水防組織（自衛水防隊と呼称する）を作成し、その構成員やその他国土交通省令で定める事項を市町村長に報告する。変更した際も同様に報告する。  
(水防法・土砂災害防止法 一部改正 2017(H29)年 第15条第6・7項)
- ② 総務課・危機管理室の指揮の下、少なくとも年1回の水害に対する避難行動訓練を実施する。  
(水防法・土砂災害防止法 一部改正 2017(H29)年 第15条第5項)
- ③ 総務課・危機管理室の指揮の下、新規採用の職員を対象にした防災・防火研修、および少なくとも年1回の水害対応を含めた災害医療研修を実施する。 (基幹災害拠点病院要件)
- ④ 危機管理室の指揮の下、東部圏域の救急医療機関や地域医師会とともに定期的な災害訓練を実施する。職員は災害医療の研鑽に努める。 (災害拠点病院要件)
- ⑤ 災害訓練等の結果を踏まえ、PDCAサイクルを回すべく、防災委員会、総務課、危機管理室を中心に、災害対策マニュアルの定期的な改訂を行う。
- ⑥ 病院管理者（病院長）は、災害時の地域の医療関係機関・消防機関・行政機関等との連携と専門的な知識の習得を目的とした研修を実施する。  
(鳥取県災害医療活動指針 H24 第3節の4 基幹災害拠点病院要件)
- ⑦ 病院管理者（病院長）、即ちDMAT指定医療機関の長は、鳥取DMATの訓練及び研修の機会の確保に努める。  
(鳥取DMAT運営要綱 H22 第11条)

## 9. 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 「自衛水防組織活動要綱案」に基づき自衛水防組織（自衛水防隊と呼称）を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては以下のとおり訓練を実施するものとする。
- ① 毎年新たに自衛水防組織の構成員となった職員を対象として研修を実施する。
- ② 毎年春季に行う全従業員を対象とした訓練に先立ち、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告；自衛水防組織を組織または変更した時は、水防法第15条の3第2項に基づき、当該計画を鳥取市長へ報告する。

## 自衛水防組織活動要綱（案）

### （自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとし、病院長がこの任務にあたる。

- 2 自衛水防組織には、管理権限者の命を受け、統括管理者を置く。
  - (1) 統括管理者は、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
  - (2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動の指揮・命令・監督等一切の権限を有する。
- 3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮・命令・監督等の権限を付与する。
- 4 自衛水防組織に2つの班を置く。
  - (1) 各班は、総括・情報班（災害対策本部）及び避難誘導班とし、各班に責任者を置く。
  - (2) 各班の任務は表に掲げる任務とする。
  - (3) 災害対策本部を自衛水防組織の活動拠点とし、本部要員及び避難誘導班の責任者を自衛水防組織の中核として配置する。

### （自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、職員の勤務体制も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知を行う。

- 2 休日・夜間に勤務する職員のみでは十分な体制を確保することが難しい場合、管理権限者は、近隣在住の職員の招集も考慮して組織編成を行う。
- 3 管理権限者は、災害時応急活動のため、緊急連絡網や職員等の非常参集計画を定めるものとする。

### （自衛水防組織の装備）

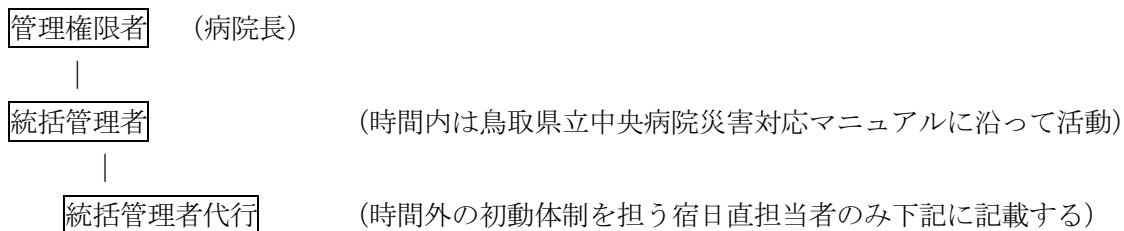
第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理を行わなければならない。

- (1) 自衛水防組織の装備品は、別記「自衛水防組織装備品リスト」の通りとする。
- (2) 自衛水防組織の装備品は、統括管理者が災害物品倉庫に保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

### （自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行う。

表 6. 自衛水防組織の編成と任務



	役職及び氏名	任務
総括・情報班    災害対策本部 （2階大会議室）	本部長 救命センター専任医 本部要員 6名 + $\alpha$ 病院宿日直医 当直看護師長 宿直放射線部技師 宿直薬剤師 警備員	自衛消防活動の指揮統制、状況の把握 病院建物・ライフライン・職員・患者の被害状況の把握 情報内容の記録 院内放送による避難の呼び掛け 気象情報や警報等の情報の収集 行政・医療機関との連絡・連携構築

	役職及び氏名	任務
避難誘導班	班長 当直副看護師長 班員 7名 + $\alpha$ 6～11階病棟 当直看護師	入院・外来患者の安全確認 避難誘導の実施 未避難者・要救助者の確認

表 7. 自衛水防組織装備品リスト

部門	装備品
(総括・情報班) 災害対策本部	名簿（職員・患者等） 情報収集及び伝達機器（PHS, トランシーバー, 携帯電話, 衛生携帯電話, ラジオ, タブレットPCなど） 照明器具（懐中電灯, 自家発電式懐中電灯, 照明, 発電機）
避難誘導班	名簿（職員・患者等） 誘導の標識（看板） 情報収集及び伝達機器（PHS, トランシーバー, 携帯電話など） 懐中電灯 携帯用拡声器（手持ちスピーカー） 搬送器材（バックボード） ライフジャケット（要検討）

## 1 0. 防災教育及び訓練の年間計画作成

年度により変更あり。

4～5月	新人職員 防災研修
5～6月	災害医療従事者研修
6～7月	火災・水害 防災研修
9～10月	多数傷病者受け入れ 机上訓練
10～11月	火災・水害 避難訓練
11～12月	多数傷病者受け入れ 実働訓練

## 1 1. 施設利用者緊急連絡先一覧表

別添資料2； 各部署で作成管理

## 1 2. 緊急連絡網

別添資料3（鳥取県立中央病院災害対応マニュアルver. より抜粋）

## 1 3. 外部機関等への緊急連絡先一覧表

別添4（鳥取県立中央病院災害対応マニュアルver. より抜粋）

## 1 4. 防災体制一覧表

別添資料5（鳥取県立中央病院災害対応マニュアルver. より抜粋）

添付ファイルあり

## 1 5. 鳥取県立中央病院 災害レベル・災害モード

別添資料6（鳥取県立中央病院災害対応マニュアルver. より抜粋）

添付ファイルあり